

E U 基準と我が国の現状（子牛）

資料5

E U 基準（理事会指令仮訳）	我が国の現状	両者に違いが有る、 または国内情報が不足している事項
<p>1. 飼養面積等（1頭当たり）</p> <p>①単独飼養 ・単独飼育は8週齢未満までとし、面積は体高×体長の1.1倍</p> <p>②群飼用飼養条件（8週齢～） （子牛1頭当たり床面積） 1.5 m<sup>2</sup>（体重 150kg 以下） 1.7 m<sup>2</sup>（ " 150～220kg） 1.8 m<sup>2</sup>（ " 220kg 以上）</p> <p>2. 飼養管理条件</p> <p>①常時暗黒下の状態で飼育しない。</p> <p>②寝床は子牛が休息でき、身繕いできる構造とする。</p> <p>③繋ぎ飼いの禁止</p> <p>④2週齢以下の子牛には床敷きを与える。</p> <p>⑤粗飼料は2週齢以上の子牛から与え始め8～20週齢において1日当たり50～250g増量する。</p> <p>⑥給餌は最低1日2回以上行う。</p> <p>⑦生後6時間以内に初乳を飲ませる。</p> <p>⑧生後2週令以上の子牛に十分な飲水量を与える。</p>	<p>1. 飼養面積等（1頭当たり）</p> <p>①単独飼養 ・一般的に肥育用乳用子牛については約2ヶ月齢までカフチで単独飼養 ほ育室（カフチ）の1頭当たり床面積：2～5 m<sup>2</sup>（標準的なカフチは1.2m×2.4m程度）</p> <p>②群飼用飼養（6週齢～） （子牛1頭当たり床面積） ・肉専用種ほ育子牛：0.6～1.0 m<sup>2</sup>（53.2～175.9kg） （1～6ヶ月齢） ・肉専用種肥育素牛：6 m<sup>2</sup>（240～306kg） （8～10ヶ月齢） ・乳用牛肥育育成：2～6 m<sup>2</sup>（51～288.7kg） （1～7ヶ月齢）</p> <p>2. 一般的な飼養管理状況</p> <p>①常時暗黒下あるいは常時照明下での飼育はしない</p> <p>②通常の飼養管理では子牛が自由行動できる十分なスペースを確保</p> <p>③繋ぎ飼いしない</p> <p>④通常、常時敷料を供与。</p> <p>⑤乾草など粗飼料は常時自由摂取できる。</p> <p>⑥給餌は通常、朝、夕の2回給与</p> <p>⑦通常、生後6時間以内に初乳を飲ませる。</p> <p>⑧通常、自由飲水</p>	<p>・単独飼養の最低限の飼養面積は我が国が広い。 ・単独飼養期間は比較的長い。</p> <p>・我が国の群飼用飼育時の体重と床面積の関係情報が不足。</p> <p>両者に大差なし。</p> <p>・1日当たりの増量についての数値はないが、給与開始に大差はなし。</p> <p>両者に大差なし。</p>

注：我が国の現状については、草地開発整備事業計画設計基準（（社）日本草地畜産協会）、家畜飼育の基礎知識（（社）農山漁村文化協会）日本飼養標準（農林水産省農林水産技術会議事務局）、畜産物生産費（農林水産省統計情報部）及び各畜種担当部署への聞き取りによる。

## E U 基準と我が国の現状（豚）

E U 基準（理事会指令仮訳）	我が国の現状	両者に違いが有る、 または国内情報が不足している事項
<p>1. 飼養面積等（1頭当たり）</p> <p>①群飼用飼育設備（成雌等除く）</p> <p style="padding-left: 20px;">0.15 m<sup>2</sup>（体重 10kg 未満）</p> <p style="padding-left: 20px;">0.20 m<sup>2</sup>（ " 10～20kg）</p> <p style="padding-left: 20px;">0.30 m<sup>2</sup>（ " 20～30kg）</p> <p style="padding-left: 20px;">0.40 m<sup>2</sup>（ " 30～50kg）</p> <p style="padding-left: 20px;">0.55 m<sup>2</sup>（ " 50～85kg）</p> <p style="padding-left: 20px;">0.65 m<sup>2</sup>（ " 85～110kg）</p> <p style="padding-left: 20px;">1.00 m<sup>2</sup>（ " 110kg 以上）</p> <p>②群飼用飼育設備（成雌等）</p> <p style="padding-left: 20px;">1.64 m<sup>2</sup>（若雌）</p> <p style="padding-left: 20px;">2.25 m<sup>2</sup>（成雌）</p> <p>③成雄（単飼用飼育設備）</p> <p style="padding-left: 20px;">6 m<sup>2</sup>以上</p> <p>（豚房内で交配する場合：10 m<sup>2</sup>以上）</p> <p>2. 飼養管理条件</p> <p>① 40 ルクス以上の光を 1 日 8 時間以上。</p> <p>② 85 デシベル以上の連続した雑音を避ける。</p> <p>③温度的に快適な飼育舎。</p> <p>④最低限 1 日 1 回の給餌と自由給水。</p> <p>⑤許容可能な行為</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 生後 1 週間以前の子豚の犬歯切りと雄豚の牙切り</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 断尾</p> <p style="padding-left: 20px;">3) 去勢</p> <p style="padding-left: 20px;">4) 国の法律に従う野外飼育での鼻環</p>	<p>1. 飼養面積等（1頭当たり）</p> <p>①群飼養飼育施設（肥育豚）</p> <p style="padding-left: 20px;">離乳育成豚 0.19 m<sup>2</sup>（体重 0～20kg）</p> <p style="padding-left: 20px;">肥育豚 1.0 m<sup>2</sup>（ " 20～110kg）</p> <p>②繁殖豚舎</p> <p style="padding-left: 20px;">1.54 m<sup>2</sup>（若雌群飼養）</p> <p style="padding-left: 20px;">1.26 m<sup>2</sup>（妊娠豚の単飼ストール）</p> <p style="padding-left: 20px;">3.78 m<sup>2</sup>（分娩豚舎）</p> <p>③育成雄</p> <p style="padding-left: 20px;">2 m<sup>2</sup>以上</p> <p>2. 一般的な飼養管理状況</p> <p>①照明環境は一般的に採光窓による自然光が多い。</p> <p>②騒音環境には特に留意していない。</p> <p>③適正な温度条件下での飼育。</p> <p>④ 1 日 2 回の給餌か自由給餌、新鮮水の自由給水</p> <p>⑤許容可能な行為</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 犬歯切りの実施</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 断尾の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">3) 去勢の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">4) 鼻環は行われていない。</p>	<p>・ 離乳育成豚と肥育は区分されているが、その他は経営毎に異なる。体重毎の詳細な飼育面積は不明。</p> <p>・ ほぼ大差ないと見るが、比較基準の詳細が不明。</p> <p>・ 両者の違いに大差なし。</p> <p>・ 鼻環を除き、犬歯切り、断尾、去勢の実施について、我が国でも実施。</p>

注：我が国の現状については、草地開発整備事業計画設計基準（（社）日本草地畜産協会）、家畜飼育の基礎知識（（社）農山漁村文化協会）及び各畜種担当部署への聞き取りによる。

## EU基準と我が国の現状（採卵鶏）

EU基準（理事会指令仮訳）	我が国の現状	両者に違いが有る、 または国内情報が不足している事項
<p>○採卵鶏</p> <p>1. 飼養面積等（1羽当たり）</p> <p>①旧来型ケージシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1羽当たりケージ面積：550cm<sup>2</sup>以上</li> <li style="padding-left: 20px;">〃 飼槽の長さ：10cm 以上</li> <li>・ケージの高さ：面積の65%が40cm 以上 最低でも35cm 以上</li> <li>・ケージ床のスロープ：14%又は8度以下</li> </ul> <p>*：2003年1月以降、新築禁止、2012年以降使用禁止。</p> <p>②愛護型ケージシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1羽当たりケージ面積：750cm<sup>2</sup>以上 (うち利用可能面積：600cm<sup>2</sup>以上)</li> <li>・ネスト(巣)、ついでみ等できる敷料、1羽当たり15cm 以上のとまり木を備える</li> <li>・1羽当たり飼槽の長さ：10cm 以上</li> <li>・ケージの奥行き：90cm 以上</li> </ul> <p>*：2002年以降の新築に適用。</p> <p>③非ケージシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも7羽に1つの巣箱と適切なとまり木</li> <li>・9羽/m<sup>2</sup>を越えない飼育密度 (最低限1111cm<sup>2</sup>/羽以上)</li> </ul> <p>*：2012年以降に適用。</p> <p>2. 飼養管理条件</p> <p>①全ての鶏舎の照明環境は、通常の活動レベルを保てるだけの明るさにする。</p> <p>②音はできるだけ小さくすること。</p> <p>③羽つつきやカニバリズム防止のため、生後10日未満の採卵用雛に行う断嘴は許可する。</p>	<p>○採卵鶏</p> <p>1. 飼養面積等（1羽当たり）</p> <p>①ケージ：初生ひな 160 平方センチ/羽程度 育 成 400 平方センチ/羽程度 成 鶏 450 平方センチ/羽程度</p> <p>②愛護型ケージシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし</li> </ul> <p>③非ケージシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非ケージ飼育： 初生ひな 550 平方センチ/羽程度 育 成 1200 平方センチ/羽程度 成 鶏 1800 平方センチ/羽程度</li> </ul> <p>2. 一般的な飼養管理状況</p> <p>①照明環境は通常の活動レベルを保てるだけの明るさ。</p> <p>②騒音環境には特に留意していない。</p> <p>③生後10日齢頃に断嘴を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国では1羽当たりのゲージ面積のバラツキが大きく、狭いものもある。</li> <li>・我が国では愛護型のケージシステムはまだ、普及していない。</li> <li>・情報を比較するには不明な部分があるが我が国のスペースが広いと考えられる。</li> <li>・照明環境に大差はなし。</li> <li>・我が国では騒音環境に留意していない。</li> <li>・我が国でも同程度の日齢で断嘴を実施。</li> </ul>

注：我が国の現状については、草地開発整備事業計画設計基準（（社）日本草地畜産協会）、家畜飼育の基礎知識（（社）農山漁村文化協会）及び各畜種担当部署への聞き取りによる。

## O I Eガイドラインの概要

## 1. 動物の陸送に関わるガイドライン[概要]

## 第1条 責任関係

動物の輸送に関するアニマルウェルフェアは、関係者すべての共同責任。

家畜のオーナー、売買する者、家畜の取扱者、運送会社、車両オーナーと運転手、施設管理者および行政当局のそれぞれについて、責任関係を明記。

## 第2条 能力

輸送中の動物に責任のある者は、第1条の責任関係について実行能力を持つ必要。能力は、行政当局等により証明される必要。

## 第3条 輸送計画

輸送前に次の項目について、次の輸送計画を作成すべき。

(動物輸送の準備、道路か鉄道の選択、輸送の内容と期間、スペース、休憩、水、飼料、輸送中の観察、病気の管理、緊急事態の対応手続き等)

## 第4条 書類

輸送に必要な書類を規定。

## 第5条 輸送前の期間

輸送前の次のような遵守条件を規定。

(闘争をしない動物の組合せ、動物の保管場所、必要とする体力、馴致など)

## 第6条 車両への積載

車両へ積載する場合に留意すべき条件を規定。

(管理、施設、突き棒)

## 第7条 輸送

家畜を輸送する場合に留意すべき条件を規定。

(保定方法、車両中の環境要件、緊急の時の対応、水と飼料給与、休憩時間、輸送途中の観察)

## 第8条 降車と輸送後の取り扱い

車両から降ろす場合に留意すべき事項を規定。

(一般留意事項、病気や怪我をした動物の取り扱い、掃除と消毒)

## 第9条 輸入拒否の場合の規定

相手国から輸入を拒否された場合の事項を規定。

## 2. 動物の海上輸送に関わるガイドライン[概要]

### 第1条 責任関係

動物の海上輸送に関するアニマルウェルフェアは、関係者すべての共同責任。  
家畜のオーナー、輸出業者、施設管理者、購入者、販売会社、船会社、家畜の取扱者、輸出入国行政当局、獣医師のそれぞれについて、責任関係を明記。

### 第2条 能力

輸送中の動物に責任のある者は、第1条の責任関係について実行能力を持つ必要。  
能力は、行政当局等により証明される必要。

### 第3条 輸送計画

輸送前に次の項目について、次の輸送計画を作成すべき。  
(一般留意事項、船舶とコンテナの設計・管理、スペース、輸送中の観察、緊急対処方法等)

### 第4条 書類

輸送に必要な書類を規定。

### 第5条 航海前の期間

輸送前の次のような遵守条件を規定。  
(一般遵守条件、協調性のある集団の選択、航海に耐える体力等)

### 第6条 家畜の乗船

乗船させる場合に留意すべき条件を規定。  
(管理、施設、突き棒)

### 第7条 航海

航海中の留意すべき条件を規定。  
(一般留意事項、病気や怪我など緊急時の対応)

### 第8条 下船と航海後の取り扱い

船舶から降ろす場合に留意すべき事項を規定。  
(一般留意事項、施設、病気や怪我をした動物の取り扱い、掃除と消毒)

### 第9条 輸入拒否の場合の規定

相手国から輸入を拒否された場合の事項を規定。

### 第10条 動物種による特殊な問題

牛、山羊、緬羊、豚、馬等について、留意すべき事項を規定。

### 3. 食用のための動物のと畜に関するガイドライン [概要]

#### 第1条 と殺に関する一般原則

本ガイドラインは、と畜場でと畜される家畜（牛、水牛、めん羊、山羊、しか、馬、豚、走鳥類及び家禽類）やその他のと畜場外でと畜される全ての動物について適用され、それらの輸送、けい留、保定及びと畜が、対象動物に不当なストレスを与えないようにしなければならない。

#### 第2条 動物の移動と取り扱い

動物を車両から降ろし、と畜場で処理するまでけい留する場合、対象動物に不当なストレスを与えないようにしなければならない。

#### 第3条 けい留施設の設計と建設

けい留施設は、アニマルウェルフェアを損なうことがないように、と畜場における処理能力に見合う適当な数の家畜を収容できるよう設計・建設すべきである。

#### 第4条 けい留施設における注意事項

けい留される動物は、この条で定めるガイドラインに沿って取り扱われなければならない。

#### 第5条 妊娠している動物のと殺における胎児の取り扱い

妊娠している動物をと殺する場合、胎児のウェルフェアの問題が生じないようにしなければならない。

#### 第6条 容認される動物の取り扱い方法、保定方法及び関連するアニマルウェルフェアの問題の概要

[表につき省略]

#### 第7条（スタニングの方法）

スタニングの際には、動物の保定、迅速なスタニング、装置類の維持・管理、スタニング後の迅速なと殺などを確保しなければならない。

#### 第8条 容認されるスタニングの方法及び関連するアニマルウェルフェアの問題の概要

[表につき省略]

#### 第9条 容認されると殺方法及び関連するアニマルウェルフェアの問題の概要

[表につき省略]

#### 第10条 アニマルウェルフェア上の理由から容認されない方法、手続及び行為

動物に激しい苦痛とストレスを与えるある種の方法はいかなる動物の種類に対しても容認されない。また、効果が薄いある種の気絶方法もいかなる動物の種類にとっても容認されない。

#### 4. 疾病コントロールのための動物の殺処分に関するガイドライン [概要]

##### 第1条 一般原則

動物の殺処分が決定された場合、できるだけ早く殺処分を行うこと、動物との接触と移動は最小限とすること、殺処分は即死又は直ちに意識の喪失につながるものであること、アニマルウェルフェア、オペレーターの安全及びバイオセキュリティのすべての面で殺処分が有効であること等を確保する必要がある。

##### 第2条 組織構造

アニマルウェルフェアの問題を含む疾病コントロールのための緊急プランを全国レベルで、また、地域レベルの緊急プランは全国レベルのそれに基づき整備する必要がある。獣医官の指揮の下でチーム長に率いられる専門チームが疾病の発生している地域で活動を行う。

##### 第3条 専門チームの責任と能力

専門チームを構成するチーム長、獣医師、動物の取扱者、殺処分担当者、死体の取扱者及び農場主の責任と要求される能力が規定されている。

##### 第4条 運用上のガイドライン

チーム長は、動物との接触と移動を最小限とすること、対象となる動物の種類、数、順序などを考慮して殺処分計画を作成すべきである。計画策定の際に重要なのは、すべての動物を人道的にできるだけ早く殺処分することを確保することである。

##### 第5条 第6～17条で記載されている殺処分方法の概要

種類	年齢の幅	殺処分方法	保定の必要性の有無	不適当な運用に関するアニマルウェルフェア問題
牛	すべて	自由射撃	なし	非殺傷の傷
ピッシング (脳脊髄穿刺)	生後 1 ヶ月以内 の新生児を除く すべて	キャプティブ・ボルトー 穿通、ピッシング (脳脊髄 穿刺)、又は出血	ある	効果のないスタンニ ング (気絶方法)
	成人動物のみ	キャプティブ・ボルトー非 穿通、出血が続く	ある	効果のない気絶方 法、屠殺前に意識を 取り戻す事
	子牛のみ	電気、二段階適用	ある	効果のない気絶方法 の後で心肺停止に関 連する苦痛
	子牛のみ	電気、二段階適用(方法の 1)	ある	効果のない気絶方法
	すべて	催眠注射、他	ある	非殺傷用薬、注射部 分の苦痛
羊とヤギ	すべて	自由射撃	なし	非殺傷の傷
	生後 1 ヶ月以内 の新生児を除く すべて	キャプティブ・ボルトー穿 通、ピッシング (脳脊髄穿 刺)、又は出血	ある	効果のない気絶、屠 殺前の意識の戻り
	1 ヶ月以内の新生 児を除くすべて	キャプティブ・ボルトー非 穿通、出血に続く	ある	効果のない気絶、屠 殺前の意識の戻り
	1 ヶ月以内の新生 児	キャプティブ・ボルトー非 穿通	ある	非殺傷の傷

	すべて	電気、二段階適用	ある	効果のない気絶方法後、心肺停止に関連する苦痛
	すべて	電気一回適用(方法1)	ある	効果のない気絶方法
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	CO <sup>2</sup> 、空気混合	ある	無意識をゆっくり誘導、誘導の嫌悪
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	窒素/不活性ガスとCO <sup>2</sup> との混合	ある	無意識をゆっくり誘導、誘導の嫌悪
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	窒素/不活性ガス	ある	無意識をゆっくり誘導
	すべて	睡眠注射、他	ある	非殺傷用薬、注射部分部の苦痛
豚	すべて	自由射撃	なし	非殺傷の傷
	生後1ヶ月以内の新生児を除くすべて	キャプティブ・ボルトー穿通、ピッシング、または出血が続く	ある	効果のない気絶方法
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	キャプティブ・ボルトー非穿通	ある	非殺傷の傷
	すべて*	電気二段階適用	ある	効果のない気絶方法後、心肺停止に関連する苦痛
	すべて	電気一回適用(方法1)	ある	効果のない気絶方法
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	CO <sup>2</sup> 空気混合	ある	無意識をゆっくり誘導、誘導の嫌悪
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	窒素/不活性ガスとCO <sup>2</sup> の混合	ある	無意識をゆっくり誘導、誘導の嫌悪
	生後1ヶ月以内の新生児のみ	窒素/不活性ガス	ある	無意識をゆっくり誘導
	すべて	催眠注射、他	ある	非殺傷用薬、注射部分の苦痛
家禽類	成人の家禽類のみ	キャプティブ・ボルトー非穿通	ある	効果のない気絶方法
	1日誕生、及び卵のみ	やつれ	なし	非殺傷の傷、即効性がない
	成人の家禽類のみ	電気一回適用(方法2)	ある	効果のない気絶方法
	成人の家禽類のみ	電気一回適用後、屠殺(方法の3)	ある	効果のない気絶方法、屠殺前に意識が戻る
	すべて	CO <sup>2</sup> 、空気混合 方法1 方法2	なし、 ある	無意識をゆっくり誘導、誘導の嫌悪
	すべて	窒素/不活性ガスとCO <sup>2</sup> の混合	ある	無意識をゆっくり誘導、誘導の嫌悪
	すべて	窒素/不活性ガス	ある	無意識をゆっくり誘導
	すべて	催眠注射、他	ある	非殺傷用薬、注射部分の苦痛
	成人の家禽類のみ	餌及び水に睡眠薬を加え、さらに適切な屠殺方法	なし	無意識を効果なく、ゆっくり誘導



# 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）

## 目次

### 第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

#### 第2 今後の施策展開の方向

##### 1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

##### 2 施策別の取組

- (1) 普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

### 第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

#### 1 計画策定の目的

#### 2 計画期間

#### 3 対象地域

#### 4 計画の記載項目

#### 5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

### 第4 動物愛護管理基本指針（仮称）の点検及び見直し

## 第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

### (動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者として捉えて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

### (動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等の動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に快く受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養及び保管(以下「飼養等」という。)を行うことが求められている。動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、自分が加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとともに、すべての国民が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による侵害を引き起こさないように努めなければならない。

(合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、ねこの屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

## 第2 今後の施策展開の方向

### 1 基本的視点

#### (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ

動物の愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、参加者層が限定的であったきらいがある。今後は、多くの国民の共感と呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

#### (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲に渡っており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。また、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるといった性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合った系をなしていることから、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り込まれるようにしていく必要がある。

#### (3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、政令市及び中核市の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、政令市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながらその展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

#### (4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情

を踏まえ、基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援、調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

## 2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成 29 年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

### (1) 普及啓発

#### 現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の飼養に関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解は十分とはいえない状況にある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の面で、特に子どもが心豊かに育つ上で、近年、動物との触れ合いや動物の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されてきている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、調査研究機関等をはじめとした関係者の連携協力の下に、さまざまな機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

#### 講ずべき施策

国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること。

### (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

#### 現状と課題

国民の約 3 分の 1 が動物を飼養しており、また、近年の少子高齢化等を背景とし、家庭動物等の飼養に対する志向が高まっている。このような状況において、国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、依然として遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。

また、都道府県、政令市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約 42 万匹で約 94% が殺処分さ

れていることから、更なる改善が必要とされている。

#### 講ずべき施策

- ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、政令市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。
- イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法の周知徹底等を行うことにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

### (3) 動物による危害や迷惑問題の防止

#### 現状と課題

動物の不適切な飼養に起因して、危害及び迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられている苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、感情的対立を誘発しやすい相隣关系的紛争としての性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。

また、危害が生じるおそれが高い特定動物については、平成 17 年 6 月に動物愛護管理法の改正が行われ、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである。

#### 講ずべき施策

- ア 地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、所有者のいないねこの適正管理の在り方を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。
- イ 国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。

### (4) 所有明示（個体識別）措置の推進

#### 現状と課題

犬又はねこに関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成 15 年度現在、約 25%にとどまっている。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するも

のである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。

#### 講ずべき施策

ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行う等により、所有明示の実施率の倍増を図ること。

イ 関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等の個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること。

### (5) 動物取扱業の適正化

#### 現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下で、勧告又は命令等を行っても改善が見られない悪質事例が存在しており、また、このような極端な事例以外においても、全般に施設や管理の水準の向上が必要な状況にあった。このため、平成17年6月に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業については登録制とされたところである。本改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を図る必要がある。

#### 講ずべき施策

ア 動物の所有者等に対し、動物取扱業者に対し標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施等が義務付けられたことについての周知徹底を図ること。

イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。

ウ 国は、動物の健康及び安全の確保のより一層の推進を図るために、有識者等の意見を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。

### (6) 実験動物の適正な取扱いの推進

#### 現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着して

いる実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement)を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

#### 講ずべき施策

- ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、実験動物の飼養保管等基準の周知が、効果的かつ効率的に行われるようにすること。
- イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと。

### (7) 産業動物の適正な取扱いの推進

#### 現状と課題

動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえた上で飼養保管の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある。

#### 講ずべき施策

- ア 国は、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養保管の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。
- イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

### (8) 災害時対策

#### 現状と課題

地震等の緊急災害時においては、被災者の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

#### 講ずべき措置

- ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。
- イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の飼主責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。



## (9) 人材育成

### 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐に渡っており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、政令市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成15年度末現在、98地方公共団体中21地方公共団体、約1400人にとどまっているなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備は十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。

### 講ずべき措置

- ア 動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。
- イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。
- ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

## (10) 調査研究の推進

### 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、学際的かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範に渡っており、その知見等は体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要がある。

### 講ずべき施策

- ア 全国及び地域の各レベルにおいて連絡協議会を設置すること等により、行政機関と関係学会等の調査研究機関との連携体制の整備を図ること。
- イ 関係機関が協力して、調査研究成果等に係る目録の作成を行うこと。

## 第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

### 1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、本基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

### 2 計画期間

本基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とする。

### 3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

### 4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第6条第2項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

### 5 策定及び実行

#### （1）多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、関係業界団体、動物愛護団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置する等して、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

#### （2）関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、政

令市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又はねこの引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、全ての市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、より計画の実効性を高めるために、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、都道府県の行政界を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言等により、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

### ( 3 ) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

### ( 4 ) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

### ( 5 ) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、環境大臣の定める基本指針の改定等に合わせて、必要な見直しを行うものとする。

#### 第4 動物愛護管理基本指針（仮称）の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととする。

## 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）に関する 意見の募集（パブリックコメント）について

平成18年7月20日（木）  
自然環境局総務課動物愛護管理室  
室長：築島 明（6484）  
室長補佐：石井 敦子（6427）

環境省では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下、「法」という。）第5条第1項に基づき中央環境審議会動物愛護部会において動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）の検討を行っているところです。

6月29日（木）に開催された同部会で、「動物愛護管理基本指針（仮称）」の素案が取りまとめられましたので、これに関し、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、7月20日（木）～8月21日（月）の間、パブリックコメントを実施します。

### 1 意見募集対象

「動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）」（別添資料）

### 2 指針の策定の概要

「基本指針」の策定は、改正動物愛護管理法（本年6月施行）に、新たに盛り込まれた措置となっており、概要は次のとおりです。

#### ※ 参照条文

第5条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第1項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

#### （1）基本的枠組み

10か年計画とし、構成は次のとおりとする。なお、策定後5年目に見直しを検討。

- ①動物の愛護及び管理の基本的考え方
- ②今後の施策展開の方向
- ③動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- ④基本指針の点検及び見直し

#### （2）主なポイント

- ①動物の愛護及び管理の基本的考え方
  - ・命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映

- ・周囲に危害や迷惑をかけないように、飼い主は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚
- ・動物の愛護及び管理について共感と参加を呼び起こすことのできる理念の形成

#### ②今後の施策展開の方向

- ・不妊去勢措置の推進により、犬及びねこの引取数を半減（42万頭→21万頭）
- ・普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ・ガイドラインの策定等により、所有者のいないねこ等の適正管理を推進
- ・登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- ・動物愛護管理推進員の委嘱を推進（21自治体→98自治体）

#### ③動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・10か年計画として、平成19年度末までに一斉に策定
- ・策定に当たっては、地域の事情に応じて、計画事項等を創意工夫するとともに、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める

#### ④基本指針の点検及び見直し

- ・毎年、基本指針の達成状況を点検等する。
- ・策定後、5年目に見直しを検討する。

### 3 意見募集期間

平成18年7月20日（木）～平成18年8月21日（月）18：00必着

※郵送の場合は同日必着

### 4 意見の提出方法

「意見提出用紙」の様式により、氏名、連絡先（住所及び電話番号）、職業（又は所属団体）等を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

提出された意見は、その概要を取りまとめて公表するとともに、同部会において報告します。

○電子メールの場合：「意見提出用紙」の形式に従い、必ず本文にテキスト形式で記載してください。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

○FAXの場合：「意見提出用紙」の形式に従ってA4サイズ用の紙に記載の上、提出してください。

○郵送の場合：「意見提出用紙」の形式に従ってA4サイズ用の紙に記載の上、提出してください。

#### <注意事項>

○意見は、日本語で提出願います。

○意見は、具体的な修正文の形で提出願います。募集要領に即して記述されていない場合及び締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。

○電話での御意見は受けかねます。また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

## ※ [意見提出用紙] の形式

宛先：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて 氏名： 職業（会社名又は団体名）： 住所： 電話番号：
意見 ＜動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）＞  ＜該当箇所＞  ＜修正文（意見）＞ <u>※次のように、具体的に修正文（意見）を御提示ください。</u> <u>「〇〇〇」を追加すべき</u> <u>「〇〇〇」を削除すべき</u> <u>「〇〇〇」を「〇〇〇」と修正すべき</u>
＜理 由＞

### 5 意見提出先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

- 電子メールの場合：shizen-some@env. go. jp
- FAX の場合：03-3508-9278
- 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

### 6 資料の入手方法

- 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室において配布
- 環境省ホームページ（アドレス <http://www.env.go.jp/info/iken.html>）
- 郵送による送付

140 円切手を添付した返信用封筒A4版（郵便番号、住所、氏名及び動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）等の資料希望と必ず明記）を同封の上、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あて送付してください。

### 7 添付資料

別添資料 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）